

たつの市建築物木材利用促進方針

令和 7 年 3 月

たつの市

たつの市建築物木材利用促進方針

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）」第 12 条第 1 項の規定に基づき、兵庫県が定める「兵庫県建築物木材利用促進方針（以下「県方針」という。）」に即して、たつの市の建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「本方針」という。）を定める。

第 1 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 建築物への木材利用促進のための施策の方向性

市が整備する公共の用又は公用に供する建築物（以下「公共建築物」という。）において率先して木材利用の促進に努めることで、民間建築物への波及を進める。そのために、県等と連携をしながら各種支援（情報発信、木材利用の動機づけ等）や普及啓発等を実施する。

なお、使用する木材については、「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例（平成 29 年 6 月 12 日兵庫県条例第 19 号）」の趣旨を踏まえ、県産木材の利用を促進する。

2 建築物における木材利用の促進

（1）公共建築物における木材利用の促進

公共建築物及び市以外の者が整備するこれに準ずる建築物（学校、社会福祉施設、病院・診療所、運動施設、社会教育施設、公共交通機関の旅客施設、高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く））において木材利用の促進に努める。

これらの建築物においては、県及びひょうご森づくりサポートセンター等と連携をしながら、計画時点でコストや技術の面で木造化が困難であるものを除いて木造化に努め、木造化が困難と判断されるものを含めて内装等の木質化を促進する。

なお、これらの公共建築物において使用される備品及び消耗品について、木材を原材料としたものの利用促進に努める。

（2）民間建築物における木材利用の促進

これまで木材利用が進んでいなかった事務所や店舗等をはじめとする民間建築物への新たな需要開拓を図る。このため、県及びひょうご森づくりサポートセンター等と連携をしながら、木造建築事例等の情報発信等に取り組む。

（3）住宅における木材利用の促進

住宅の新築及びリフォーム等における県産木材の利用促進を図る。このため、県産木材利用に関する情報発信等に取り組む。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制度の活用により、建築物における木材利用の取組みが進展するよう、同制度の周知に努める。

また、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、本方針に照らして、適切なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。

4 木材利用の促進の啓発

関係団体と連携し、木材利用の促進に向けて以下のことに取り組む。

- ① 市民の目に触れる機会の多い公共建築物における木材利用の促進を図るとともに、ホームページやパンフレット等における木造建築物の事例紹介等により、木材利用の効果について市民へ普及啓発に努める。
- ② 建築物への木材利用について広く市民の関心と理解を深めるため、木材利用に関する関連イベントの情報発信等の実施に努める。

第2 たつの市が整備する公共建築物における木材の利用の目標

1 木造化を図る公共建築物の範囲

計画時点でコストや技術の面で木造化が困難であるものや、求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものを除いて、原則として全て木造化を図る。

2 重点的に内装等の木質化を促進する公共建築物の部分

市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分（エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口等のほか、記者会見場、市長やその他幹部職員の執務室など）を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化の促進に努める。

3 利用促進を図る木製の備品等の種類

備品（机、椅子、棚、パーテーション、受付カウンター、サイン（案内標識）、ベンチ、玩具、遊具等）及び消耗品（紙類、文具、名札、普及啓発のために配布する資材や記念品等）については、木材を原材料としたものの利用促進に努める。

4 県産木材の活用

木材の利用にあたっては、調達やコスト面で困難でない限りは、原則として県産木材の利用に努める。

第3 その他建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 公共建築物の整備等において考慮すべき事項

公共建築物の整備にあたっては、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて検討するとともに、利用者ニーズや木材利用による付加価値等も考慮する。

備品や消耗品の導入についても、購入コストだけでなく木材利用の意義や効果を含めて総合的に判断する。

2 建築物における木材利用の促進のための体制整備に関する事項

市が整備する公共建築物の木材利用の促進にあたっては、市の関係部局で連絡及び調整を行う。

3 国や関係自治体等との連携

建築物への木材の利用を促進するには、市域にとどまらない広域的な視点に立った木材の効率的な

つ安定的な供給体制の整備や、木造施設の整備状況等に関する情報共有等が必要なことから、木材の利用促進に必要な施策を実現するため、国や関係自治体等とも相互に連携を図るものとする。

※用語の定義

- ①「県産木材」とは、県内の森林で生産された原木を原材料として、県内の工場で加工された木材（県内で加工できない場合においては、県産材を原材料として使用していることを証明できる木材を含む。）をいう。
- ②「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- ③「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。